

# 新型コロナウイルスに関する体調不良が起きた際の行動フロー

体調不良や罹患疑いがある

## 重度

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある。
- 高齢者・妊娠中の者、基礎疾患がある者等で、風邪の症状がある。
- 風邪の症状が4日以上続く

重度ではない

まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談。相談する医療機関に迷った場合等は、最寄りの保健所（受診・相談センター）へ問合せ。（別紙ア参照）

所属部局※へ報告

PCR検査等不要

相談結果の指示に従う

PCR検査等必要

所属部局の指示に従う

- 所属部局へ状況報告
- PCR検査等を受検

PCR検査等陰性

PCR検査等陽性

- 保健所等の指示に従う
- 所属部局への状況報告
- 九州大学が定める期間、自宅療養を行う（別紙イ参照）

- 保健所等の指示に従う
- 所属部局への状況報告

※所属部局

教職員：所属部局の総務課等に連絡

連絡先一覧：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/department/>

\*事務局においては、各課（室）の担当係へ連絡すること。

学 生：所属の学部等の学生係に連絡

学部1年生は学務部学生支援課学生支援係へ連絡

連絡先一覧：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices/view/1546>

# 発熱や咳などの症状が出たら・・・

別紙ア

発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある

✓ 自宅静養    ✓ 外出の自粛    ✓ 毎日検温し記録

息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状  
重症化しやすい者、妊娠中の者  
上記以外で発熱などの症状が続く

糖尿病・心不全・呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）等の基礎疾患のある者、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者、高齢者

：すぐに  
：4日以上は必ず

**かかりつけ医等の  
地域で身近な医療機関に電話相談**

相談した医療機関で  
診療・検査が**可能**

**当該医療機関を受診**

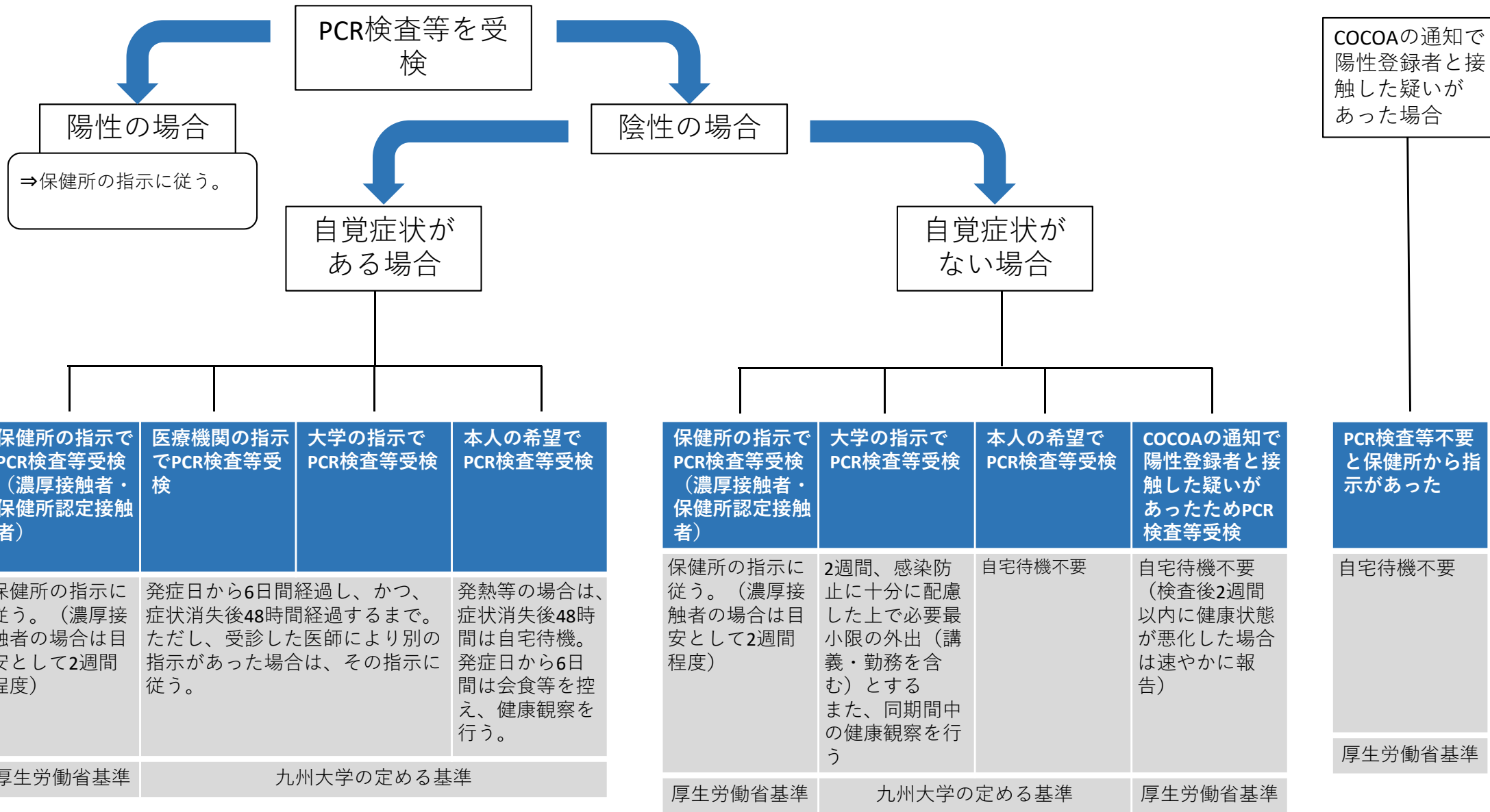
相談した医療機関で  
診療・検査が**できない**  
または  
相談する医療機関が  
**わからない**

お住まいの地域の**受診・相談センター**に問い合わせ、  
案内された**医療機関**に電話相談のうえ**受診**してください。

受診・相談センター	電話番号	夜間・休日
福岡市新型コロナウイルス感染症 相談ダイヤル	092-711-4126 (24時間対応)	同左
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	092-643-3288
糟屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	

上記以外の受診・相談センターは福岡県のHPでご確認ください。  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>

# 自宅待機期間について



保健所の指示でPCR検査等受検 (濃厚接触者・保健所認定接触者)	医療機関の指示でPCR検査等受検	大学の指示でPCR検査等受検	本人の希望でPCR検査等受検
保健所の指示に従う。(濃厚接触者の場合は目安として2週間程度)	発症日から6日間経過し、かつ、症状消失後48時間経過するまで。ただし、受診した医師により別の指示があった場合は、その指示に従う。	発熱等の場合は、症状消失後48時間は自宅待機。発症日から6日間は会食等を控え、健康観察を行う。	
厚生労働省基準	九州大学の定める基準		

保健所の指示でPCR検査等受検 (濃厚接触者・保健所認定接触者)	大学の指示でPCR検査等受検	本人の希望でPCR検査等受検	COCOAの通知で陽性登録者と接触した疑いがあったためPCR検査等受検
保健所の指示に従う。(濃厚接触者の場合は目安として2週間程度)	2週間、感染防止に十分に配慮した上で必要最小限の外出(講義・勤務を含む)とする また、同期間中の健康観察を行う	自宅待機不要	自宅待機不要 (検査後2週間以内に健康状態が悪化した場合は速やかに報告)
厚生労働省基準	九州大学の定める基準		厚生労働省基準

PCR検査等不要と保健所から指示があった
自宅待機不要
厚生労働省基準